

詐欺 宅建 H14-01-4 ≪#620≫

【問】 正誤をつけよ。

Aが、Bの詐欺によって、A所有の建物をCに売却する契約をした。Cが当該建物を、詐欺について善意でかつ過失がないDに転売して所有権移転登記を済ませても、Aは詐欺による取消しをして、Dから建物の返還を求めることができる。

【答え】 誤り

≪ポイント≫ 詐欺【★基礎必須】

- 1 詐欺による意思表示は、**取り消す**ことができる。
- 2 相手方に対する意思表示について**第三者が詐欺**を行った場合においては、**相手方がその事実を知り、又は知ることができたとき**に限り、その意思表示を**取り消す**ことができる。
- 3 上記の規定による**詐欺による意思表示の取消し**は、**善意でかつ過失がない第三者**に対抗することができない。（民法 96 条）